平成24年度第1回内部監査の実施状況について (平成25年3月31日現在)

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	平成 24 年 7 月 3 日から7月11日に かけて実施	・ 会計経理事務に関する事項・ 管理事務に関する事項・ その他	・超過勤務等命令の手続が、一部、 的確に行われていない事案が認 められた。(1課)	・指摘事項については、人事院規則等に基づく適正な事務処理を 徹底することとし、既に是正措置 を講じた。
長野労働基準監 督署 他8署	平成 24 年 6 月 11 日から6月22日に かけて実施	・ 会計経理事務に関する事項・ 管理事務に関する事項・ その他	・予算執行職員等補助者の命免簿 が適正に整備されていない事案 が認められた。(5署)	・指摘事項については、予算執行職員等の責任に関する法律に基づく適正な事務処理を徹底することとし、既に是正措置を講じた。
			・廃棄小切手の取扱いが、一部的確に行われていない事案が認められた。(1署)	・指摘事項については、小切手振 出等事務取扱規程に基づく適正 な事務処理を徹底することとし、 既に是正措置を講じた。
			・小切手等受払簿の年度の扱いに 誤りが認められた。(1署)	・指摘事項については、小切手振 出等事務取扱規程に基づく適正 な事務処理を徹底することとし、 既に是正措置を講じた。
長野公共職業安 定所 他 11 所	平成 24 年 6 月 13 日から 7 月 6 日に かけて実施	・ 会計経理事務に関する事項・ 管理事務に関する事項・ その他	・備品の増減について、適格な物品管理簿が行われていない事案が認められた。(2所)	・指摘事項については、物品管理 法及び物品管理法施行規則に基 づく適正な事務処理を徹底する こととし、既に是正措置を講じ た。
			・小切手等受払簿が適格に作成されていない事案が認められた。 (1所)	・指摘事項については、小切手振 出等事務取扱規程に基づく適正 な事務処理を徹底することとし、 既に是正措置を講じた。

平成24年度第2回内部監査の実施状況について (平成25年3月31日現在)

監査対象	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
官署名	血量入池口	工作品且次口		冊・の旧臣
局内各課室	平成 24 年 12 月 12 日から 12 月 27 日 にかけて実施	・ 会計経理事務に関する事項・ 管理事務に関する事項・ その他	・特定調達契約について、落札者 決定後 72 日以内に官報公示をし ていない事案が認められた。(1 課)	・指摘事項については、国の物品 等又は特定役務の調達手続の特 例を定める政令に基づく適正な 事務処理を徹底することとし、既 に是正措置を講じた。
			・現金領収証書の取扱いが一部適格に行われていない事案が認められた。(1室)	・指摘事項については、収入官吏 及び納付受託証券に係る取り立 手数料等取扱事務処理要領に基 づく適正な事務処理を徹底する こととし、既に是正措置を講じ た。
長野労働基準監 督署 他8署	平成 24 年 11 月 21 日から 12 月 20 日 にかけて実施	・ 会計経理事務に関する事項・ 管理事務に関する事項・ その他	・取得した備品について、物品管理簿への記載及び物品品目票の 貼付(表示)が漏れている事案が 認められた。(2署)	・指摘事項については、物品管理 法及び物品管理法施行規則に基 づく適正な事務処理を徹底する こととし、既に是正措置を講じ た。
			・資金前渡官吏の小切手について、番号未付与の事案及び小切手 振出人の名称相違の事案が認め られた。(1署)	・指摘事項については、小切手振 出等事務取扱規程に基づく適正 な事務処理を徹底することとし、 既に是正措置を講じた。
長野公共職業安 定所 他 11 所	平成 24 年 11 月 22 日から 12 月 13 日 にかけて実施	・ 会計経理事務に関する事項・ 管理事務に関する事項・ その他	・資金前渡官吏の小切手について、交付手順に誤りのある事案が認められた。(1所) ・総合的な健康診査による職務専	・指摘事項については、小切手振出等事務取扱規程に基づく適正な事務処理を徹底することとし、既に是正措置を講じた。 ・指摘事項については、人事院規
			念義務免除を誤って解釈している事案が認められた。(1所)	則に基づく適正な事務処理を徹底することとし、既に是正措置を講じた。